

東北電原技第1号
令和4年4月8日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

(2号発電用原子炉施設の変更)

添付書類の一部補正について

令和3年12月16日付け、東北電原技第3号をもって申請しました当社、女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の添付書類を、別添のとおり補正する。

別 添

添付書類目次の一部補正
添付書類十一の一部補正

添付書類目次の一部補正

添付書類目次を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
-1-	下 5 ～ 下 4	<u>本変更については工事を伴 わないので、これに係る資 金は要しない。</u>	<u>変更に伴う資金及び調達計 画は必要としない。</u>

添付書類十一の一部補正

添付書類十一を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
11-5	下6と下5 の間	(記載追加)	なお、本申請において上記による活動を実施した。
11-7 ～ 11-8	下1 ～ 上1	<u>契約及び調達を主管する組織の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</u>	<u>調達を主管する組織の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</u>
11-14	上9 ～ 上10	<u>契約及び調達を主管する組織の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質マネジメント文書に基づき以下に示す管理を実施する。</u>	<u>調達を主管する組織の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質マネジメント文書に基づき以下に示す管理を実施する。</u>
11-17	上2 ～ 上6	工事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき <u>保全重要度</u> に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。	工事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき <u>発電用原子炉施設の安全上の重要度</u> に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。